



鳥取県公報

平成 30 年 3 月 27 日 (火)
号外第 3 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (36) (教育委員会事務局社会教育課) 4
	鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (37) (教育委員会事務局文化財課) 5
	鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (38) (病院局総務課) 9
	鳥取県病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例 (39) (〃) 10

==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

指定管理者における人材の確保並びに管理運営の一層の効率化及び安定化を図るため、指定管理者の管理の期間を延長する。

2 条例の概要

(1) 鳥取県立青少年社会教育施設について、指定管理者の管理の期間を5年間（現行 3年間）とする。

(2) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

民間手法の導入による施設運営の効率化及びサービスの向上を図るため、鳥取県立むきばんだ史跡公園（以下「史跡公園」という。）について、指定管理者制度を導入する。

2 条例の概要

(1) 史跡公園の管理及び使用料の徴収は、指定管理者に行わせることとし、その業務の範囲を定める。

(2) 指定管理者の管理の期間は、5年間とする。

(3) 指定管理者の候補者の選定基準について、史跡公園の特例を定める。

(4) 史跡公園の所掌事務、許可の取消し等を条例化する等の所要の規定の整備を行う。

(5) その他所要の規定の整備を行う。

(6) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とするイに関する事項を除き、平成31年4月1日とする。

イ 指定管理者の指定等の行為については、この条例の施行前においても行うことができる。

◇鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

県立中央病院の新築移転に伴い、使用料について所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 県立中央病院の特別入院施設料について、使用料の額を次のとおり改める。

区分	金額（1床1日につき）	
	非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に係るもの	非課税とされる助産に係る資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に係るもの
甲	9,000円	9,720円
乙	7,000円	7,560円
丙	5,000円	5,400円

(2) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県病院局企業職員定数条例の一部改正について

1 条例の改正理由

中央病院の新築移転に向けた体制整備及び厚生病院の診療機能の充実強化を図るため、医師、看護師及び医

療技術員等の増員を行う。

2 条例の概要

- (1) 職員の定数を1,285人（現行 1,256人）に改める。
- (2) 施行期日は、平成30年4月1日とする。

条 例

鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3 月 27 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第36号

鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和52年鳥取県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（指定管理者の管理の期間）</p> <p>第6条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、指定管理者の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、同日）から<u>5年間</u>とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p>	<p style="text-align: center;">（指定管理者の管理の期間）</p> <p>第6条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、指定管理者の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、同日）から<u>3年間</u>とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例第5条の規定による教育委員会の指定を受けた者が同条に規定する業務を行う期間については、なお従前の例による。

鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第37号

鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例（平成22年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(所掌事務)</p> <p><u>第3条</u> 史跡公園においては、次に掲げる事務を行う。</p> <p>(1) <u>史跡公園の維持管理、調査研究及び整備に関すること。</u></p> <p>(2) <u>史跡公園の普及啓発及び情報発信に関すること。</u></p> <p>(3) <u>史跡公園関係職員その他関係者の研修に関すること。</u></p> <p>(4) <u>妻木晩田遺跡の管理団体（文化財保護法（昭和25年法律第214号）第113条の規定による指定を受けた団体をいう。以下「管理団体」という。）として行う管理及び復旧に関すること。</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか史跡公園の保存及び活用を図るために必要な事項に関すること。</u></p> <p>(職員)</p> <p><u>第4条</u> 略</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p><u>第5条</u> 教育委員会は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に史跡公園に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。</p> <p>(1) <u>史跡公園の維持管理（教育委員会が別に定めるものを除く。）に関する業務</u></p> <p>(2) <u>第3条に規定する事務（前号に掲げる事務を除く。）を補助する業務</u></p> <p>(3) <u>第11条の規定による使用料の徴収に関する業務</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、史跡公園の管理に関する業務のうち教育委員会が別に定めるもの</u></p>	<p>(職員)</p> <p><u>第3条</u> 略</p>

<p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p><u>第6条</u> 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する教育委員会の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p>	
<p>(指定管理者の選定基準)</p> <p><u>第7条</u> 教育委員会は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第4条第1項の規定による申請があったときは、同条例第5条の規定にかかわらず、次に掲げる基準によって指定管理者の候補者を選定するものとする。</p> <p>(1) 第5条に規定する業務の事業計画書の内容が、史跡公園の効用を最大限に発揮させるとともに、当該業務に係る経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(2) 第5条に規定する業務を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。</p> <p>(3) 教育委員会が行う事業に積極的に協力する者であること。</p> <p>(4) その他教育委員会が第1条に規定する目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項</p>	
<p>(利用時間)</p> <p><u>第8条</u> 史跡公園の利用時間は、午前9時から午後5時まで（教育委員会があらかじめ指定する日については、午前9時から午後7時まで）とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 教育委員会は、第1項の規定により指定を行い、又は前項の規定により利用時間を変更するときは、あらかじめその旨を掲示する等して周知しなければならない。</p>	<p>(利用時間)</p> <p><u>第4条</u> 史跡公園の利用時間は、午前9時から午後5時まで（7月1日から8月31日までの間）については、午前9時から午後7時まで）とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 教育委員会は、前項の規定により利用時間を変更するときは、あらかじめその旨を掲示する等して周知しなければならない。</p>
<p>(利用の休止)</p> <p><u>第9条</u> 略</p>	<p>(利用の休止)</p> <p><u>第5条</u> 略</p>
<p>(利用の許可)</p> <p><u>第10条</u> 略</p> <p>2 教育委員会は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可（以下「利用許可」と</p>	<p>(利用の許可)</p> <p><u>第6条</u> 略</p> <p>2 教育委員会は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可（以下「利用許可」と</p>

<p>いう。)をしないことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 史跡公園の<u>施設設備</u>を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 略</p> <p><u>3 教育委員会は、史跡公園の管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。</u></p> <p>(使用料の徴収)</p> <p><u>第11条</u> 略</p> <p>(使用料の減免)</p> <p><u>第12条</u> 指定管理者は、次に掲げる場合には、使用料を減額し、又は免除するものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>(既納の使用料)</p> <p><u>第13条</u> 略</p> <p>(行為の制限等)</p> <p><u>第14条</u> 史跡公園においては、次の行為をしてはならない。</p> <p>(1) 史跡公園の<u>施設設備</u>又は展示物その他の資料を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。</p> <p>(2)～(10) 略</p> <p>2 <u>第10条第2項及び第3項の規定は、前項第3号及び第6号の許可(以下「行為許可」という。)について、準用する。</u></p> <p>3 略</p> <p>4 第1項の規定は、次に掲げる行為については適用しない。</p> <p>(1) 管理団体が行う行為</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(措置命令)</p> <p><u>第15条</u> 略</p> <p>(許可の取消し)</p> <p><u>第16条</u> 教育委員会は、利用許可又は行為許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めると</p>	<p>いう。)をしないことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 史跡公園の<u>施設</u>をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>(使用料の徴収)</p> <p><u>第7条</u> 略</p> <p>(使用料の減免)</p> <p><u>第8条</u> 知事は、次に掲げる場合には、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>(既納の使用料)</p> <p><u>第9条</u> 略</p> <p>(行為の制限等)</p> <p><u>第10条</u> 史跡公園においては、次の行為をしてはならない。</p> <p>(1) 史跡公園の<u>施設</u>又は展示物その他の資料をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。</p> <p>(2)～(10) 略</p> <p>2 <u>第6条第2項の規定は、前項第3号及び第6号の許可について、準用する。</u></p> <p>3 略</p> <p>4 第1項の規定は、次に掲げる行為については適用しない。</p> <p>(1) 管理団体(<u>文化財保護法(昭和25年法律第214号)第113条第1項の規定による指定を受けた者をいう。)</u>が行う行為</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(措置命令)</p> <p><u>第11条</u> 略</p>
---	--

<p>きは、利用許可又は行為許可を取り消すことができない。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。</p> <p>(2) 利用許可若しくは行為許可を受けた目的以外の目的に利用し、又はそのおそれがあるとき。</p> <p>(3) 利用許可又は行為許可の条件に違反したとき。</p> <p>(4) 詐欺その他不正の行為により、利用許可又は行為許可を受けたとき。</p> <p>(5) その他史跡公園の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあるとき。</p> <p>(権限の委任) 第17条</p> <p>第 8 条から第10条まで及び第14条から第16条までに規定する教育委員会の権限は、教育委員会規則で定めるところにより所長に委任する。</p> <p>(規則への委任) 第18条 略</p> <p>別表 (第11条関係) 略</p>	<p>(権限の委任) 第12条 第 7 条及び第 8 条 (第 1 項第 2 号及び第 5 号を除く。)に規定する知事の権限は、所長に委任する。</p> <p>2 この条例に規定する教育委員会の権限は、教育委員会規則で定めるところにより所長に委任する。</p> <p>(規則への委任) 第13条 略</p> <p>別表 (第 7 条関係) 略</p>
---	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例 (以下「新条例」という。) 第 5 条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他新条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第38号

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第12号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第1（第5条関係）					別表第1（第5条関係）				
1～5 略					1～5 略				
6 特別入院施設料					6 特別入院施設料				
区分			金額（1床1日につき）		区分			金額（1床1日につき）	
			非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に係るもの	非課税とされる助産に係る資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に係るもの				非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に係るもの	非課税とされる助産に係る資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に係るもの
鳥取県立中央病院	個室	甲	9,000円	9,720円	鳥取県立中央病院	個室	甲	8,000円	8,640円
		乙	7,000円	7,560円			乙	4,000円	4,320円
		丙	5,000円	5,400円					
略					略				
7～10 略					7～10 略				
備考 略					備考 略				

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の別表第1の6の表の規定は、平成30年度に供用を開始する中央病院の施設の使用について適用し、従前の中央病院の施設の使用については、なお従前の例による。

鳥取県病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3 月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第39号

鳥取県病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県病院局企業職員定数条例（平成18年鳥取県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定数) 第2条 職員の定数は、 <u>1,285人</u> とする。 2 略	(定数) 第2条 職員の定数は、 <u>1,256人</u> とする。 2 略

附 則

この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。